

## 平成22年度第1回道徳教育について考える会開催要項

日時：平成22年7月6日

13:30～16:30

場所：備前県民局古京庁舎4階会議室

1 開 会

2 委員の紹介

3 会長、副会長の選出

4 説 明

5 協 議

「目指す子ども像」について

① 就学前で求められる具体的な姿

- ・ 就学前段階で大切にすべきこと
- ・ 小学校との接続を踏まえた取組 等

② 高等学校段階で求められる具体的な姿

- ・ 高等学校段階で大切にすべきこと
- ・ 中学校との接続を踏まえた取組 等

6 事務連絡

7 閉 会

## (目 次)

	ページ
① 委員名簿	P 1
② 「道徳教育について考える会」実施要項	P 2
③ 「道徳教育について考える会」実施要項運営規定	P 3
④ 道徳教育実践研究事業実施要項（県指定）	P 4
⑤ 道徳教育実践研究事業実施要項（国指定）	P 6
⑥ 「道徳教育について考える会」中間まとめ	P10

平成22年度第1回道徳教育について考える会 委員

委員 (五十音順)

秋山 博正	くらしき作陽大学教授
今井 康好	岡山県教育庁指導課長
上原 正之	岡山県立津山東高等学校長
梶田 良枝	岡山県立岡山西支援学校長
片山ひとみ	日本児童文学者協会会員・備前市教育委員会教育委員長
栗本 貞子	倉敷市立水島中学校長
黒山 靖弘	岡山県教育庁特別支援教育課長
佐々木 勇	美咲町立美咲中央小学校長
白神 富子	倉敷市立中洲幼稚園長
田中 広矛	岡山県立和気閑谷高等学校教頭
中川 芳子	岡山県社会福祉協議会ボランティア・NPO活動支援センター所長
福原 洋子	岡山県教育庁生涯学習課総括副参事
藤谷 幸弘	岡山県PTA連合会長
三好佳代子	岡山市高島保育園長

事務局

平賀 和治	指導課参事
赤松 一樹	指導課総括副参事 (高校教育指導班長)
武田 祥江	指導課指導主事 (主幹) (高校教育指導班)
文谷 元信	指導課総括主幹 (職業教育指導班長)
津田 富代	指導課指導主事 (職業教育指導班)
高尾 敏也	指導課総括副参事 (生徒指導班長)
大藤 淳	指導課主任 (振興班)
藤枝 茂雄	指導課総括副参事 (義務教育指導班長)
西田 寛子	指導課指導主事 (義務教育指導班)

## 「道徳教育について考える会」実施要項

平成20年5月28日

岡山県教育委員会決定

平成21年6月15日

岡山県教育委員会改訂

平成22年6月17日

岡山県教育委員会改訂

### 1 趣 旨

県の道徳教育にかかわる施策の検証を行うとともに、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための方向性を提言する。

また、学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究事業に関し、指導・助言を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実に資する。

### 2 内 容

道徳教育について考える会は、次のことについて所掌する。

#### (1) 県の道徳教育の施策及び取組の方向性の協議

県の児童生徒の社会性・道徳性にかかわる現状と課題について意見交換するとともに共通理解を図り、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための方向性を協議する。

#### (2) 道徳教育実践研究事業の検証・助言

道徳教育実践研究事業の推進校の取組について検証・協議し、指導・助言を行う。

### 3 実 施

(1) 県教育委員会は、生涯学習・社会教育関係者、学識経験者、校園長、保護者、福祉・ボランティア関係者、芸術関係者、その他道徳教育を推進する上で必要な者を委員に委嘱して、考える会を設ける。

(2) 考える会には、必要に応じて部会を設けることができる。

(3) 考える会は、年間3回程度の会合を開き、道徳教育実践研究事業の実施に関し、指導・助言を行うほか、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための提言を行う。

(4) 県教育委員会は、考える会において検討した提言や道徳教育実践研究事業の成果等を広く県内に普及・啓発する。

(5) 考える会の運営に関する事項は別に定める。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、道徳教育を推進するための実践研究事業の実施については、道徳教育実践研究事業実施要項によるものとする。

## 道徳教育について考える会運営規程

### (実施)

第1条 県の道徳教育にかかわる施策の検証を行うとともに、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するために、道徳教育について考える会（以下「考える会」という）を設置する。

### (委員)

第2条 道徳教育について考える会の委員は、岡山県教育委員会教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

### (役員)

第3条 考える会に会長及び副会長を置き、その選任は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 考える会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

### (会議の公開と傍聴)

第5条 道徳教育の充実振興に向けて、県民全体で取り組む気運を醸成するため、会議を公開する。ただし、委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

3 傍聴は、委員長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

4 報道関係者で委員長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (意見聴取)

第6条 考える会は、必要に応じて関係者を招き、若しくは関係職員の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 考える会の庶務は、岡山県教育庁指導課において処理する。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月15日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年6月17日から施行する。

# 道徳教育実践研究事業実施要項

平成22年3月  
岡山県教育委員会

## 1 趣 旨

岡山県において、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実に資する。

## 2 事業の委託及び実施

- (1) 市町村教育委員会は、域内の道徳教育の現状と課題を踏まえ、「3 研究課題」に基づき研究課題を設定し、事業計画書等を作成の上、所定の期日までに岡山県教育庁指導課長あて提出するものとする。  
岡山県教育委員会は、提出された事業計画書等を審査し、必要な調整を経た上で、事業の実施を市町村教育委員会に委託する。
- (2) 市町村教育委員会は、域内のすべての学校における道徳教育の推進・充実にを図る観点から、事業の適切な実施を図るとともに、その成果の普及を図るものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、実践研究を行うために必要な学校・園（幼稚園、小学校、中学校の中から選定する。以下「推進校」という。）を指定する。
- (4) 市町村教育委員会は、域内の学校の道徳教育の推進を主に担当する者（道徳教育推進教師）をはじめ関係者の連携や学校間の協力の促進に配慮する。

## 3 研究課題

- (1) 市町村教育委員会においては、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、次の①～⑰のうちから研究課題を設定し、研究及びその評価を行う。その際、Ⅰ～Ⅲに属する研究課題のうちからそれぞれ1項目以上を含むようにする。
  - Ⅰ 学校の教育課題を踏まえた道徳教育の内容の重点化
    - ① 自立心や自律性、生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育
    - ② 善悪の判断、きまりの尊重などの規範意識をはぐくむ道徳教育
    - ③ 進んで人間関係をつくる力をはぐくむ道徳教育
    - ④ 人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める道徳教育
    - ⑤ 共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任をはぐくむ道徳教育
    - ⑥ 文化や伝統を大切にし郷土や国を愛する心をはぐくむ道徳教育
    - ⑦ 人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育
    - ⑧ 学校の特色を生かした道徳教育
  - Ⅱ 道徳教育の計画的推進と道徳の時間の指導の創意工夫
    - ⑨ 多様な道徳教育用教材の選択・開発とその効果的な活用
    - ⑩ 「心のノート」の効果的な活用
    - ⑪ 特別活動における実践活動や体験活動などにおける道徳的実践の工夫
    - ⑫ 各教科等における道徳教育と道徳の時間との関連的な指導の工夫
    - ⑬ 児童生徒の実態の把握や道徳性の評価を生かした指導の改善
    - ⑭ 道徳教育の全体計画の作成と効果的な活用
  - Ⅲ 指導体制や異校種、家庭・地域等との連携体制の充実
    - ⑮ 道徳教育の推進を主に担当する者を中心とした全校指導体制の在り方
    - ⑯ 学校段階間、異校種間の連携体制の在り方
    - ⑰ 家庭や地域等との連携による一体的な推進の在り方

## 道徳教育実践研究事業実施要項

平成21年3月27日改訂  
初等中等教育局長決定

### 1 趣 旨

各都道府県において、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実に資する。

### 2 事業の委嘱及び実施

- (1) 都道府県教育委員会は、域内の道徳教育の現状と課題を踏まえ、「3研究課題」に基づき研究課題を設定し、別紙要領により実施計画書を作成の上、所定の期日までに文部科学省初等中等教育局教育課程課長あて提出するものとする。なお、指定都市を有する道府県の教育委員会にあっては、指定都市教育委員会との間で必要な連絡・調整を行うものとする。

文部科学省は、提出された実施計画書を審査し、必要な調整を経た上で、事業の実施を都道府県教育委員会に委嘱する。

- (2) 都道府県教育委員会は、都道府県内のすべての学校における道徳教育の推進・充実を図る観点から、事業の適切な実施を図るとともに、その成果の普及を図るものとする。その際、例えば、指導資料、実践事例集、教員研修の教材の作成など、本事業の成果の活用や普及に配慮する。
- (3) 都道府県教育委員会は、実践研究を行うために必要な学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中から選定する。以下「推進校」という。）又は地域（市区町村教育委員会をもって構成する。以下「推進地域」という。）を指定する。

推進校の学校種、学校数、推進地域の規模、地域数、推進地域における事業の実施の体制（運営協議会等の設置の有無、センター校の有無、事業に協力する学校の名称）等については、研究課題等に応じて、都道府県教育委員会において決定するものとする。なお、複数の推進校を指定する場合には、道徳的実践の指導の充実を図る観点から3. 研究課題のⅡの⑩などによる特別活動の在り方に関する実践研究を行う推進校を少なくとも1校は設けることが望ましい。

- (4) 都道府県教育委員会は、都道府県内の学校の道徳教育の推進を主に

担当する者（道徳教育推進教師）をはじめ関係者の連携や学校間の協力の促進に配慮する。また、必要に応じて、教育研究・研修機関や大学の教員養成学部等との連携を図るものとする。

- (5) なお、「平成20・21年度道徳教育実践研究事業」の平成21年度に係る研究は、本実施要項に引き継ぐものとする。

### 3 研究課題

- (1) 都道府県教育委員会においては、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、次の①～⑯のうちから研究課題を設定し、研究及びその評価を行う。その際、Ⅰ～Ⅲに属する研究課題のうちからそれぞれ1項目以上を含むようにする。

また、各都道府県教育委員会においては、Ⅱの⑧、⑨の二つを研究課題として必ず加えること。さらに、高等学校及び中等教育学校（後期課程）を指定して研究を行う都道府県教育委員会にあっては、Ⅱの⑬を研究課題として必ず加えること。

#### Ⅰ 学校の教育課題を踏まえた道徳教育の内容の重点化

- ①自立心や自律性、生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育
- ②善悪の判断、きまりの尊重などの規範意識をはぐくむ道徳教育
- ③進んで人間関係をつくる力をはぐくむ道徳教育
- ④人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める道徳教育
- ⑤共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任をはぐくむ道徳教育
- ⑥文化や伝統を大切にし郷土や国を愛する心をはぐくむ道徳教育
- ⑦人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育

#### Ⅱ 道徳教育の計画的推進と道徳の時間の指導の創意工夫

- ⑧多様な道徳教育用教材の選択・開発とその効果的な活用
- ⑨「心のノート」の効果的な活用
- ⑩特別活動における実践活動や体験活動などにおける道徳的実践の工夫
- ⑪各教科等における道徳教育と道徳の時間との関連的な指導の工夫
- ⑫児童生徒の実態の把握や道徳性の評価を生かした指導の改善
- ⑬高等学校等における道徳教育の全体計画の作成と効果的な活用

#### Ⅲ 指導体制や異校種、家庭・地域等との連携体制の充実

- ⑭道徳教育の推進を主に担当する者を中心とした全校指導体制の在り方
- ⑮学校段階間、異校種間の連携体制の在り方
- ⑯家庭や地域等との連携による一体的な推進の在り方

なお、上記⑬の研究については、「倫理」や「現代社会」（公民科）、「ホ



ームルーム活動」(特別活動)を中核とした指導の創意工夫に意を用いること。

- (2) 都道府県教育委員会においては、推進校及び推進地域、又はそれらに加えて他の学校の協力を得て、道徳の時間をはじめ道徳教育にかかわる教育活動の公開(授業参観)を積極的に進めるものとする。

その際、「心のノート」を積極的に活用するよう配慮するものとする。

- (3) 研究の評価に当たっては、研究課題・内容・方法等との関連において児童生徒の意識等の変容や推進校における他校への研究成果の還元状況についてできるだけ客観的かつ具体的に明らかにするよう工夫する。

なお、都道府県教育委員会においては、推進校(又は推進地域)の児童生徒を対象に、年度当初及び年度末などに意識調査を行い、その結果をとりまとめて提出するものとする。(意識調査の様式や方法等は文部科学省において別途定める)

#### 4 委嘱期間

平成21・22年度の2年間とする。

ただし、平成20年度に道徳教育実践研究事業の指定を受けた推進校(又は推進地域)に係る指定期間は、平成21年度の1年間とする。

#### 5 都道府県道徳教育推進協議会

- (1) 都道府県教育委員会は、域内における道徳教育を推進し充実を図るため、都道府県道徳教育推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設けるものとする。
- (2) 推進協議会は、学校教育関係者のほか、保護者、生涯学習・社会教育関係者、福祉・ボランティア等に関する団体はじめ各種団体の関係者、企業関係者、学識経験者その他の道徳教育を推進する上で必要な者をもって構成するものとする。
- (3) 推進協議会は、本事業の実施に関し必要な指導・助言を行うほか、都道府県における道徳教育を推進するために必要な助言を行うことができる。
- (4) 都道府県教育委員会は、本事業の経費の中から、推進協議会の運営に必要な経費を支出することができる。

#### 6 事業実績報告書

- (1) 都道府県教育委員会は、毎年度末に報告書等を提出するものとする。

- (2) 報告書等の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 報告書等については、文部科学省においてその集録を編集し、書籍その他の媒体により公表することができるものとする。

## 7 協議会の開催

- (1) 文部科学省は、本事業の成果等の普及を図り、道徳教育の充実に資するため、協議会を開催する。
- (2) 協議会においては、推進校及び推進地域における事業の成果に関する発表・研究協議等を行うものとする。
- (3) 協議会の開催については、別途文部科学省から連絡する。

## 8 経費

- (1) 都道府県教育委員会は、文部科学省に対し、各年度ごとに経費に関する計画書を、また、各年度の終了時に経費に関する報告書を提出するものとする。
- (2) 報告書の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 文部科学省は、各年度ごとに予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を支出する。また、国の予算の事情により、本事業の見直しや打ち切りもあり得る。
- (4) 本事業の実施に必要な経費は、都道府県が行う国の会計事務として支出する経費とする。

## 9 その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 本事業の実施に当たっては、国や教育委員会が実施する道徳教育に関連する研究事業や研修事業等との関連を図ることにより、効果的に実施することが望ましい。
- (3) この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、文部科学省が別に指示する。
- (4) 平成20・21年度道徳教育実践研究事業実施要項（平成20年3月28日初等中等教育局長決定）については、この要項の決定をもって廃止する。

- (2) 市町村教育委員会においては、推進校の協力を得て、道徳の時間をはじめ道徳教育にかかわる教育活動の公開（授業参観）を積極的に進めるものとする。

#### 4 協議会の開催

- (1) 岡山県教育委員会は、本事業の成果等の普及を図り、道徳教育の充実に資するため、協議会を開催する。
- (2) 協議会においては、推進校における事業の成果に関する発表・研究協議等を行うものとする。
- (3) 協議会の開催については、別途岡山県教育委員会から連絡する。

#### 5 委託期間

原則として、委託を受けた日から平成24年3月31日とする。ただし、委託契約は年度ごとに行うものとする。

#### 6 委託経費の取扱い

- (1) 市町村教育委員会は、岡山県教育委員会に対し、各年度ごとに経費に関する計画書を、また、各年度の終了時に経費に関する報告書を提出するものとする。
- (2) 報告書の様式その他必要な事項については、岡山県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 岡山県教育委員会は、各年度ごとに予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して必要な帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状態を明らかにしておくものとし、本事業を実施した翌年度から5年間保管すること。
- (5) 岡山県教育委員会は提出された委託事業完了（廃止等）報告書等について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めるときは、委託費の額を確定し、市町村教育委員会に対して通知するものとする。なお、確定額は、事業に要した実支出額または委託金額のいずれか低い額とする。

#### 7 事業実績報告書

- (1) 市町村教育委員会は、毎年度末に報告書等を提出するものとする。
- (2) 報告書等の様式その他必要な事項については、岡山県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 報告書等については、岡山県教育委員会においてその集録を編集し、書籍その他の媒体により公表することができるものとする。

#### 8 その他

- (1) 岡山県教育委員会は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 本事業の実施に当たっては、市町村教育委員会が実施する道徳教育に関連する研究事業や研修事業等との関連を図ることにより、効果的に実施することが望ましい。
- (3) この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、岡山県教育委員会が別に指示する。

## 「道徳教育について考える会 中間まとめ」

### 「心豊かなおかやまっ子」の育成に向けて

今日、子どもを取り巻く環境や社会の大きな変化により、子どもたちの様々な問題行動が深刻な社会問題となっています。また、自分に自信がもてない子ども、善悪が分かっているにもかかわらず行動に移せない子ども、人とのかかわりが苦手な子どもも増えています。

そこで、「道徳教育について考える会」では、岡山県教育委員会の教育の重点目標の一つである「心の教育」の在り方について検討することとしました。その中でも、子どもが社会性や道徳性を身に付け、健やかに育つためには、大人自身の生き方をはじめ子どもの成長にかかわる様々な環境や社会の在り方が大切なことから、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「心の教育」の在り方についての検討を重ねました。

検討の中で、規範意識を向上するため、他人を思いやる心や、前向きに生きる意欲等、豊かな心の育成が重要であるという確認がなされました。

この度、その話し合いの内容の中間まとめを行いました。多くの方々が御活用くださり、具体的な行動につなげてくださるようお願いいたします。

#### 1 子どもたちの課題

- 規範意識の低下
- 人間関係の希薄化
- コミュニケーション能力の低下
- ねばり強さの低下

#### 2 目指す子ども像

- ◇ よりよく生きようとする子ども
- ◇ 規範意識の高い、他人を思いやることができる子ども
- ◇ 豊かな人間関係を構築できる子ども

#### 3 発達段階ごとの特徴を踏まえた取組

「心豊かなおかやまっ子」の育成においては、子どもの発達段階の特徴や連続性を踏まえて取り組むことが重要である。

- 就学前
  - ・ 基本的な生活習慣の形成
  - ・ 家庭や集団のきまりを守る意識の醸成
- 小学校
  - ・ 基本的信頼感の形成
  - ・ 自己肯定感の高揚
  - ・ 学校生活での規範意識の向上
- 中学校
  - ・ 友達や身近な人たちとの人間関係を築く力の育成
  - ・ 自己実現への意欲の高揚
  - ・ 学校や地域での規範意識の向上
- 高等学校
  - ・ 友達や地域の人たちとの人間関係を築く力の育成
  - ・ 人生を切り拓く意欲の高揚
  - ・ 社会的な規範意識の向上
  - ・ 一般社会において人間関係を築く力の育成

#### 4 取組の方策(例)

- 子どもたちの思いや願いをしっかりと受け止めよう。

【学校では】

- ・子どもたちのどんな発表も大切にしよう。
- ・授業中、子どもたちの間違っただ意見も生かそう。
- ・子どもの顔を見て、あいさつや声かけをしよう。
- ・子どもの気持ちや悩みを受け止めよう。

【家庭では】

- ・子どもの心を感じながら、じっくり時間をかけて本気で語り合おう。
- ・大人も子どもと一緒に命の大切さを考えよう。

【地域では】

- ・地域の子どもたちに、積極的にあいさつや声かけをしよう。

- 子どもに教えるべきことは繰り返し教え、子どもが考えるべきときはじっくり待とう。

【学校では】

- ・家庭や地域と連携して、心に響く道徳教育を推進しよう。
- ・学校や学級のきまりを守ることの意味や大切さを、きちんと伝えよう。

【家庭では】

- ・親が子どもに正しい言葉づかいを教えよう。
- ・子どもと将来のことや夢を語り合おう。
- ・家族で行動する中で、生命の大切さや社会のルール等、社会の中で大切なことを子どもの心に届けよう。

【地域では】

- ・礼儀、あいさつ、社会のルールを守ること等、大人として子どもたちによい手本を示そう。
- ・日ごろから地域の子どもたちと人間関係をつくっておき、子どもたちの不適切な行動を見かけたときには、きちんと注意しよう。

- 学校や家庭・地域で、豊かな体験の場をつくろう。

【学校では】

- ・友達と力を合わせてやり遂げ、達成感や充実感を味わえる場をつくろう。
- ・職場体験や奉仕活動等、自分の将来展望を深められる場をつくろう。
- ・文化や芸術にふれて感動できる場をつくろう。
- ・乳幼児とのふれあい等、命を感じられる場をつくろう。

【家庭では】

- ・動植物の世話等、命を育てられる場をつくろう。
- ・家庭での手伝い等、自分が人の役に立っていると実感できる場をつくろう。
- ・地域の行事に家族で積極的に参加しよう。

【地域では】

- ・地域の人と交流できる場をつくろう。
- ・地域の一員であることを実感できる場をつくろう。
- ・自然とふれあえる場をつくろう。
- ・高齢者や異年齢の友達とふれあえる場をつくろう。